

○駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領について

令和7年5月21日

道本交指第772号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）及び駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定（以下「認定」という。）等については、「駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領について」（令2.11.13道本交指第2903号以下「旧通達」という。）等に基づき運用してきたところであるが、新たに別添のとおり「駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領」を定め、令和7年6月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

駐車監視員資格者講習及び認定に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者に対して、北海道公安委員会及び各方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う「講習」及び「認定」に関する事務について必要な事項を定め、警察本部交通指導課長及び各方面本部の交通課長（以下「主管課長」という。）は、次により「講習」及び「認定」を行うものとする。

第2 講習

1 講習の実施基準

主管課長は、別記「駐車監視員資格者講習教授細目基準」（以下「講習細目基準」という。）に準拠し、講習を実施するものとする。講習第3日目の修了考査は、第2日目から概ね7日後に実施するものとする。

2 講習会場

主管課長は、講習の効果及び受講者の利便を考慮し、講習会場を選定するものとする。

また、講習会場の入口には、「駐車監視員資格者講習会場〇〇公安委員会」と看板等により明示するものとする。

3 講習方法

主管課長は、実務的かつ具体的な内容を重点に、講義式及び視聴覚教材を利用して、多角的な講習方法により実施するものとする。

また、使用する教材は、交通部長が指定する教本及び放置駐車違反に関する資料とする。

第3 講習責任者

1 講習責任者の選任

主管課長は、講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、原則として警部以上の階級にある警察官の中から、講習責任者を選任するものとする。

2 講習責任者の任務

(1) 講習計画の作成

講習責任者は、受講者の見込み数、講習能力等を勘案し、講習細目基準に準拠して、講習実施予定日の1か月前までに、講習計画を作成するものとする。

(2) 講習実施の管理

ア 講習の公示

講習責任者は、講習を行おうとするときは、委託規則第6条の規定による公示を行うほか、ホームページへの掲載等広く道民に広報を行うとともに、事前に受託（登録）希望を有する法人の把握に努め、関係団体等を通じ公示事項の周知を図ること。

なお、公示の方法及び事項については、「確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領について」（令7. 5. 21道本交指第766号。以下「委託手続要領」

という。)の定めによる。

イ 受講者の確認及び受講票の検印

(ア) 受講者の確認

講習責任者は、講習会場の受付において、駐車監視員資格者講習受講申込書、駐車監視員資格者講習受講票（以下「受講票」という。）及び駐車監視員資格者講習申込者名簿（以下「申込者名簿」という。）等の照合により受講者の確認を行うこと。

(イ) 受講票の検印

講習責任者は、第1日目及び第2日目は受付時及び終了時、第3日目は受付時にそれぞれ受講票に検印して、受付の有無及び受講の状況等を明らかにすること。

(ロ) 受講票の提示

講習責任者は、講習及び考査を行う場合に、受講票を受講者の机上に提示させること。

(3) 修了考査の可否の判定

講習責任者は、修了考査を実施し、その可否を判定するものとする。

(4) 警察庁、他の都府県警察及び方面本部との連絡調整

講習責任者は、不正な手段により合格した者（以下「合格取消対象者」という。）について、警察庁、他の都府県警察及び方面本部への通報を行うとともに、受理した合格取消対象者の情報を管理するものとする。

3 講習補助員

主管課長は、多数の受講者が見込まれる場合であって、多人数のクラス編成を行うときは、会場規模及び講習人員に応じて必要な講習補助員を配置するものとする。

4 講師

主管課長は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって、講師に充てるものとする。

第4 修了考査

1 修了考査の実施

修了考査は、原則、当該講習のすべての課程に出席した者を対象に実施するものとする。ただし、当該講習のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情がある者については、修了考査を受けることができるものとする。

2 出題要領等

(1) 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。

(2) 修了考査の時間は、1時間とする。

(3) 試験問題は、別に定める。

(4) 講習責任者は、試験問題を施錠のできる場所に保管管理するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分注意する。

(5) 出題の配分については、別表「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題

配分基準」に準拠して行う。

(6) 配点は1問につき2点とする。

(7) 修了考查において配布した問題用紙は、確実に回収し、細断処分をするなど問題の散逸防止を徹底する。

3 合否の判断基準

90点（正解率90%）以上の者を合格とする。

4 講習修了の結果の伝達

(1) 主管課長は、修了考查の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知する。

(2) 合格者に対しては、駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）を交付する。

5 修了考查において不正行為をした者の取扱い

(1) 修了考查において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とする。

(2) 主管課長は、合格取消対象者に対し、既に修了証明書を交付している場合は、当該取消対象者に弁明の機会を付与するものとする。

(3) 主管課長は、前記(2)の弁明によっても合格の取消しをすることが適当と判断したときは、次の措置をとるものとする。

ア 合格取消対象者に対し、改めて修了考查の合否結果を通知し、交付している修了証明書の返納を求めること。

イ 警察庁及び他の都府県警察に対し、前記アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、合格取消対象者の氏名及び住所を、速やかに通報すること。

6 修了証明書交付時の教示事項

警察署長は、合格者に修了証明書を交付する場合は、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものでないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示するものとする。

第5 認定考查

主管課長は、認定考查を受けようと申請した者について、委託規則第10条第1項各号の要件を審査の上適合している申請者に対して、駐車監視員資格者認定考查受験票を送付して、認定考查を実施するものとする。

なお、認定考查は、修了考查の要領に準じて実施するものとする。

第6 修了証明書及び認定書の交付手続等

修了証明書及び認定書の交付又は再交付の手続については、委託手続要領の定めによるものとする。

※ 別記等は省略